

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和3年(2021年)1月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】仮差押債務者 A が債権の仮差押えを受けた後に第三債務者 Y との間で示談をした場合に、当該債権に対する転付命令を得た仮差押債権者 X が Y に対して示談金額を超える額の請求をすることができないとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和3年1月12日最高裁)

【2】A の自筆遺言証書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって同証書による遺言が無効となるものではないとされた事例(令和3年1月18日最高裁)

【3】賃貸借契約の貸主が死亡した場合、借主 X への敷金返還債務は被相続人の賃貸人の地位を承継した者が全部承継するものであり、賃貸人たる地位を承継せず、法定相続分を相続した Y には敷金返還の義務はないとした原判決を是認し X の控訴を棄却した事例(令和1年12月26日大阪高裁)

【4】交通事故被害者 X が加害者 Y に対し損害賠償請求をした事案で、自賠償保険金が受領権限を有する X の加入する人身傷害補償保険会社に支払われた以上、加害者である Y の過失部分に対する弁済に当たると解すべきで、自賠償保険からの受領部分については Y の損害賠償債務から控除すべきとした(令和2年3月19日福岡高裁)

【5】マンション管理組合の管理者が、マンションの一室を実質的な民泊施設として使用する区分所有者に区分所有者の共同の利益に反する行為としてその停止を求めた事案。非合法の営業を行う被告に正当な利益はなく、被告以外の区分所有者に一定の不利益を生じさせているとして当該行為の停止を認めた(平成31年2月26日東京地裁)

【6】採用内定通知後のバックグラウンド調査の結果採用を取消された原告が労働契約上の地位確認及び未払賃金の支払を求めた事案。本判決は内定取消を違法としつつ、原告がすでに同業他社に就職して地位確認については訴えの利益を欠いているとして却下し、未払賃金の一部支払を命じた(令和1年8月7日東京地裁)

【7】A 銀行が B に貸付けた住宅ローン債権の譲受人 X が同債権の連帯保証人 C(B の妻)の再転相続人 Y に保証債務履行請求権に基づき債権残額を請求した事案。Y の熟慮期間の起算点を債権譲渡の通知受領日と判断し、そこから熟慮期間内にされた相続放棄の申述は有効として X 請求を棄却(令和1年9月5日東京地裁)

【8】社会福祉法人 Y 経営の特別養護老人ホームの正社員だった X らが Y に割増賃金、退職金等の各支払及び Y の代表者に対して未払についての不法行為に基づく損害賠償を請求した事案。請求の約 8 割程度の割増賃金を認める一方、代表者の不法行為については故意・過失を認めなかった(令和1年9月10日福岡地裁)

【9】権利能力なき社団 Y 主催のキャンプ行事に参加した A(8 歳)がそのプログラムである川遊び中に溺死、A の両親が Y に不法行為(使用者責任)又は債務不履行に基づき損害賠償を求めたところ、Y の事務局長の注意義務違反を認め両親の請求を一部認容(令和1年12月20日佐賀地裁)

【10】森友学園等理事長であった被告人 X1 とその妻である被告人 X2 が大阪府・大阪市からの補助金の詐欺及び詐欺未遂で起訴された事案。詐欺罪の成立を認め、X2 の故意及び共謀の成否については一部無罪として被告人 X1 を懲役 5 年、X2 を懲役 3 年執行猶予 5 年とした(令和2年2月19日大阪地裁)

【11】給与ファクタリング業者 X が、Y が 4 万円で譲渡した給与債権につき Y に 7 万円の買戻代金の支払を求めた事案。給与債権の譲渡価格と買戻価格の差額を利得する取引は出資法に定める「金銭の貸付け」に当たるが法定利息の上限を大幅に上回り無効、当該金銭の返還義務はないと判示(令和2年3月24日東京地裁)

【12】給与ファクタリング業者 X が、Y が 4 万円譲渡した給与債権につき Y に 6 万 3 0 0 0 円の買戻代金の支払を求めた事案。給与債権の譲渡価格と買戻価格の差額を利得する取引は出資法に定める「金銭の貸付け」に当たるが法定利息の上限を大幅に上回り無効、当該金銭の返還義務はないと判示(令和2年3月24日東京地裁)

(商事法)

【13】株式の上場に当たり提出された有価証券届出書の財務計算部分に虚偽記載等がある場合に、元引受業者が引受審査に際して独立監査人の監査の信頼性に重大な疑義を生じさせる情報に接していたときには、信頼性の基礎を欠く

ものではないことにつき調査確認を行わなければ、金融商品取引法上の損害賠償責任につき、免責を受けることはできないと判示(令和 2 年 12 月 22 日最高裁)

(知的財産)

【14】発明の名称を「アンテナ装置」とする特許の特許権者である控訴人が、請求項 1 に係る特許はサポート要件を充足せず特許無効審判により無効にされるべきものと認められたとした原判決を不服とし控訴したが、サポート要件を充足しないとして控訴が棄却された事例(令和 2 年 12 月 1 日知財高裁)

【15】原告は指定商品を「調味料」とし、その包装容器表面に連続する菱形形状からなる立体的形状を付した位置商標につき商標登録を出願したところ拒絶査定を受けたことから、不服審判を請求したが特許庁が不成立の審決をしたため、原告がした取消請求が棄却された事案(令和 2 年 12 月 15 日知財高裁)

【16】発明の名称を「パロノセトロン液状医薬製剤」とする発明についての特許権者である原告が、特許無効審判における特許を無効とする旨の審決の取消しを求めたが、本件各発明はサポート要件を充足しない旨の本件審決の判断に誤りがないとして請求が棄却された事例(令和 2 年 12 月 15 日知財高裁)

【17】原告は「AZURE」の文字を標準文字で表してなる商標につき指定役務等を「医療情報の提供」等とする商標登録出願したところ、拒絶査定を受けたことから不服審判請求をしたが特許庁が不成立の審決をしたため、原告がした取消請求が棄却された事案(令和 2 年 12 月 23 日知財高裁)

(民事手続)

【18】債権者の仮執行宣言付判決に基づく債務者の債権に対する差押命令申立てにおいて、差押命令発令前に執行停止文書が提出された場合に法的に差押命令を発令できない状態になるものと解することはできないし、差押命令の発令を停止させる効力も生じないと判示(令和 2 年 3 月 19 日東京高裁)

(刑事法)

【19】B 教授の DNA 鑑定については外来 DNA に汚染されている可能性があり確定判決の認定に合理的な疑いを差し挟む証拠とはいえないが、みそ漬けされた血液の色調については審理不尽の違法があるとして原決定を取消し原審に差戻された事例(令和 2 年 12 月 22 日最高裁)

【20】殺意をもって同居人の腹部などを包丁で突き刺し、更にタオルで被害者の頸部を締付けるなどしたが未遂に終わったとして殺人未遂の罪で起訴された被告人が、警察署に自首し救急車を呼ぶよう要請したとして中止未遂を主張したが、同未遂の成立が否定された事例(令和 2 年 1 月 10 日東京高裁)

【21】被告人は A に殺意をもって睡眠改善薬を摂取させ、頸部を圧迫し死亡させた行為につき原判決は A の死因を頸部圧迫による窒息死と認定したが、本判決はジフェンヒドラミン中毒死の可能性もあるとして本件を第一審に差戻し更に審理を尽くさせるのが相当とした(令和 2 年 12 月 10 日東京高裁)

【22】運転中死亡事故を起こし運転免許を取消された運送会社 X2 の取締役 X1 が処分は違法として Y (県公安委員会) に損害賠償を求めた事案で、安全運転義務違反は認定できないとして Y の損害賠償責任を認めたが、運転業務に対する報酬相当の損害については認容しなかった(令和 1 年 12 月 11 日さいたま地裁)

(公法)

【23】普通地方公共団体の議会がその所属議員に対してした除名処分の取消等を請求したが、議会が職権を濫用し偏頗な議事運営を行ったとして同議員を除名の懲罰を選択したことが裁量権の逸脱又は濫用であるとした原判決を取消し、議員の請求を全部棄却した(令和 2 年 12 月 23 日札幌高裁)

【24】普通地方公共団体 Y の公民館の使用を断られた宗教法人 X が、地方自治法 244 条 2 項に反し違法として Y に損害賠償を求めた事案で、使用目的は X の会員のみを対象とした集会で Y が X の宗教活動を支持・支援すると見られる恐れはなかったとして X の請求を一部認容(令和 1 年 8 月 21 日東京地裁)

(社会法)

【25】生活保護法 63 条の規定に基づく費用返還請求処分の決定に対し、保護費の全額返還を求めた場合そのうちの医療扶助費は後期高齢者医療の被保険者である場合の自己負担額を大きく上回り、その過大さは顕著であるとして、行政処分庁の返還決定を取消した事例(令和 2 年 6 月 8 日東京高裁)

【26】Y が管理運営するツイッターに自身の過去の逮捕に関する投稿が掲載され一般の閲覧に供されている X が、Y にユーザー投稿の削除を請求した事案で、公表されない法的利益が「優越する」と判断し X の請求を認容した原判決を取消し X の請求を棄却(令和 2 年 6 月 29 日東京高裁)

(その他)

【27】登記手続が連件登記申請で行われ、前件の登記手続を代理する別の司法書士がいる場合、後件の司法書士は、原則として前件の登記手続書類について形式的に確認する義務を負うだけで、前件登記の真否確認等について調査確認すべき義務を負わないと判示(令和 2 年 1 月 31 日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三判令和3年1月12日 裁判所 HP

令和元年(受)第1166号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/952/089952_hanrei.pdf

(裁判要旨)

仮差押債務者 A が債権の仮差押えを受けた後に第三債務者 Y との間で示談をした場合に当該債権に対する転付命令を得た仮差押債権者 X が Y に対して示談金額を超える額の請求をすることができないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

債権の仮差押えを受けた仮差押債務者は、当該債権の処分を禁止されるから、仮差押債務者がその後に第三債務者との間で当該債権の金額を確認する旨の示談をしても、仮差押債務者及び第三債務者は、仮差押債権者を害する限度において、当該示談をもって仮差押債権者に対抗することができない。

本件示談は、A らが本件仮差押命令による仮差押えを受けた後に Y との間でしたものであり、Y の A らに対する本件各損害賠償請求権の合計額が本件示談金額を超えないことを確認する趣旨を含むものであると解される。そして、本件示談金額が実際の本件各損害賠償請求権の合計額を下回る場合には、遅延損害金を考慮するまでもなく、X を害することになり、Y は、その害する限度において、本件示談をもって X に対抗することができないというべきである。

(2) 最一判令和3年1月18日 裁判所 HP

平成31年(受)第427号 遺言無効確認請求本訴, 死因贈与契約存在確認等請求反訴事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/956/089956_hanrei.pdf

(裁判要旨)

A の自筆遺言証書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって同証書による遺言が無効となるものではないとされた事例

(理由)

民法 968 条 1 項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書並びに押印を要するとした趣旨は、遺言者の真意を確保すること等にあるところ、必要以上に遺言の方式を厳格に解するとき、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある。したがって、A が、入院中の平成 27 年 4 月 13 日に本件遺言の全文、同日の日付及び氏名を自書し、退院して 9 日後の同年 5 月 10 日に押印したなどの本件の事実関係の下では、本件遺言書に真実遺言が成立した日(5 月 10 日)と相違する日の日付(4 月 13 日)が記載されているからといって直ちに本件遺言が無効となるものではないというべきである。

(3) 大阪高判令和元年12月26日 判例時報 2460号 71頁

令和元年(ネ)第1932号 敷金返還請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立))

借主 X は貸主 A 及び同 B が共有する建物について賃貸借契約を締結し、敷金 3000 万円を差し入れたところ、A が死亡し同人の共有持分を相続した B が単独貸主となり、その後同契約が合意解約された。

X は、A の相続人の一人で、賃貸人たる地位を承継しなかった Y に対し、①Y は、法定相続分に応じて法律上当然に分割された敷金返還債務を承継した、②仮にそうでないとしても、A の相続人らの中で法定相続分に応じて敷金返還債務を分割承継する旨の合意が成立したとして、Y の法定相続分に応じた 750 万円の敷金返還を請求したが、本判決は、敷金返還債務は賃貸借契約に随伴すべきものであること、旧賃貸人の無資力の危険から賃借人を保護すべき必要性等を述べて、敷金返還債務は被相続人の賃貸人の地位を承継した者が全部承継するものであるし、たとえ Y 以外の相続人らが控訴人との間で本件債務を法定相続分に従って承継・負担する旨約したからといって、Y にその効果が及ぶものでないとして、X の請求には理由がないとした原判決の判断を是認し、X の控訴を棄却した。

(4) 福岡高判令和2年3月19日 判例タイムズ 1478号 52頁

令和元年(ネ)第649号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(控訴棄却, 附帯控訴棄却, 上告受理申立)

交通事故の被害者 X が、加害者 Y に対し損害賠償請求をした事案で(過失割合は X が 30%, Y が 70%とされた), X は、加入する人身傷害補償保険会社(人傷社)に保険金を請求しており、その際、対人賠償保険金の請求に関して自賠責保険金相当額との一括払いにより保険金を受領した場合、自賠法に基づく保険金の請求受領に関する一切の権限を人

傷社に委任し、X が人身障害保険金を受領した場合は、支払われた保険金額の限度で X の Y に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の請求受領権が人傷社に移転することの承諾をしていた。そこで、本件では、人傷社が自賠責保険から回収した金銭が Y による X への弁済に当たるかが争点となった。

本判決は、X と人傷社との当該合意は、その文言からいって X から人傷社に対して自賠責保険金の受領権限が委任されたと解するほかなく、自賠責保険金は受領権限を有する人傷社に支払われた以上、加害者である Y の過失部分に対する弁済に当たると解すべきであるとして、自賠責保険からの受領部分について Y の損害賠償債務から控除すべきとした。

(5) 東京地判平成 31 年 2 月 26 日 判例タイムズ 1478 号 233 頁

平成 29 年(ワ)第 22033 号 民泊使用差止等請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却))

建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)3 条に基づく管理組合の管理者である原告が、同マンションの一室の区分所有者である被告に対し、被告が同室を実質的な民泊施設として使用していることが同法 6 条 1 項に定める「区分所有者の共同の利益に反する行為」に該当するとして、同法 57 条 1 項に基づき当該行為の停止を求めた事案。これに対し、被告は、区分所有者の禁止行為に「民泊営業」を含める規約改正手続の適法性を争った。

本判決は、住宅宿泊事業法に基づく届出もなく、仮に届出をしたとしても合法とみる余地のない民泊営業であった等の事情から、被告が本件建物において行っていた民泊営業を行う利益は、規約改正手続の適法性及び改正後の規約違反の存否について論ずるまでもなく、正当な利益として考慮することができないと判示し、一方、被告が行っている民泊営業が、本件マンションのセキュリティ上、管理組合の費用負担のもとで内扉の増設などをせざるを得なくなり、旅行者や旅行者の携えるトランクがマンションの居住に悪影響を与えるなど、被告以外の区分所有者に対し、一定の不利益を生じさせていると認定し、被告の当該行為の停止を認めた。

(6) 東京地判令和元年 8 月 7 日 判例タイムズ 1478 号 187 頁

平成 29 年(ワ)第 23597 号 地位確認等請求事件(一部訴え却下、一部認容、控訴(後和解))

主に旅行業界において職務経験を積んでいた原告が、旅行業を含む事業を行う被告に、書類選考及び面接を経て採用されたが、採用内定通知後に原告の同意を得て実施したバックグラウンド調査により判明した事情等を主たる理由に採用取消をされたため、被告に対し、当該取消の違法を主張し、労働契約上の地位の確認及び未払賃金の支払いを求めた。本判決は、原告が明らかに虚偽等の内容を職務経歴書に記載した等のことはなく、原告が旅行業界における基本的な業務能力である CSR(コンピュータ予約発券システム)の操作能力を欠いているとも認められないから、原告が経歴詐称や能力詐称に当たる行為をした旨の主張には理由がないし、本件内定取消は、内定通知前に同調査をしていれば容易に判明し得た事情に基づき行ったものと評価されてもやむを得ないもので無効であるとしたが、原告には、採用内定取消後に同業他社に就職している等の事情があり、被告のもとで就労する意思は失われたものとし、地位確認の訴えについては訴えの利益を欠くとして却下し、未払賃金の請求については、被告に対し、原告の平均賃金(採用内定通知書に記載された労働契約の始期から就労意思喪失時までの期間に係るもの)から、原告が同業他社での就労期間内に得た中間収入につき 4 割を控除した残額の支払いを命じた。

(7) 東京地判令和 1 年 9 月 5 日 判例時報 2461 号 14 頁

平成 30 年(ワ)第 22926 号 譲受債権請求事件(棄却(控訴))

本件は、A 銀行が B に貸し付けた住宅ローン債権の譲受人 X が同債権の連帯保証人 C(B の妻)の再転相続人 Y に対して、保証債務履行請求権に基づき、債権残額を請求した事案であり、C の相続人 D(C の父)及び E(C の母)が相続の承認又は放棄をせずに死亡したか否か、D 及び E が相続の承認又は放棄をせずに死亡した場合における C の再転相続に係る Y の熟慮期間の起算点が問題となった。

本判決は、C の相続財産は、本件保証債務以外見当たらず、D 及び E がその存在を認識していたのであれば速やかに相続放棄を行うのが通常であること等から D 及び E が C について相続財産がないものと信じていたことが強く推認され、D 及び E はいずれも熟慮期間の起算点を迎えないまま相続の承認及び放棄をせずに死亡したとし、C の弟である Y は、平成元年以降東京都において妻子と居住し、和歌山在住の C と同居していなかったこと、C の両親である D 及び E が認識していなかった本件保証債務の存在を Y が認識していたとは考え難く、かつ、再転相続人である Y に相続財産の有無の調査を期待するのは著しく困難であるといえりとし、Y の熟慮期間の起算点は、債権譲渡の通知を受領した平成 30 年 6 月 1 日であり、同日から熟慮期間内になされた相続放棄の申述は有効と認められるとして X の請求を棄却した。

(8) 福岡地判令和元年 9 月 10 日 判例時報 2460 号 108 頁

平成 28 年(ワ)第 4094 号,平成 30 年(ワ)第 1319 号 未払賃金等請求,損害賠償請求反訴事件(本訴一部認容,一部棄却,反訴棄却(控訴,取下げ(確定)))

社会福祉法人 Y の経営する特別養護老人ホームに介護職の正社員として勤務していた X らが, Y に対し, 割増賃金, 減額された賃金及び不支給とされた退職金の各支払の請求をするとともに, Y の代表者に対し, 割増賃金の未払について不法行為に基づく損害賠償を請求する等した事案。

本判決は, 割増賃金請求について, タイムカード等の客観的資料が乏しい中, X らの業務内容を同僚らの証言との整合性等を踏まえて労働時間を検討し, X らの業務の平均的な時間外労働時間について立証がなされたとして請求の約 8 割程度の割増賃金を認め, 他方, 代表者の不法行為については, 未払が直ちに不法行為となるものではなく, 代表者に割増賃金請求を殊更に妨害した等の事情が見られないことから故意・過失があったとは言えない, とした。

(9) 佐賀地判令和元年 12 月 20 日 判例時報 2460 号 76 頁

平成 25 年(ワ)第 370 号, 令和元年(ワ)第 123 号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(控訴))

権利能力なき社団である Y が主催したキャンプ行事(以下, 「本件キャンプ」)に参加した A(8 歳)がそのプログラムである川遊び中に溺水して死亡した事案において, A の両親である X1 及び X2 が, Y に対し, 不法行為(使用者責任)又は債務不履行(委託契約上の安全配慮義務違反)に基づき, X1 において約 3374 万円, X2 において約 1844 万円の支払を求めた事案。

本判決は, 川遊びの場所は溺水の可能性のある危険な場所であり, 川遊びの際は, 大人全員が参加児童を監視する事前の計画があったにもかかわらず, Y の事務局長は自らは監視に当たらず, 他の大人が監視していることも確認していないことから, Y の事務局長には十分な監視体制が整うまでは児童が川に入るのを防止すべき注意義務があったのにこれを怠ったとして, Y の責任を肯定し, X1 について約 1114 万円, X2 について約 1075 万円の限度で認容した。なお, Y の過失相殺の主張は排斥した。

(10) 大阪地判令和 2 年 2 月 19 日 判例時報 2462 号 64 頁

平成 29 年(わ)第 3106 号・3372 号 詐欺, 詐欺未遂被告事件(有罪, 被告 1 名につき一部無罪(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/479/089479_hanrei.pdf

森友学園等の理事長であった被告人 X1 とその業務を補佐していた被告人 X2(X1 の妻)が, 大阪府・大阪市からの補助金の詐欺及び詐欺未遂で起訴された事案において, ①補助金等不正受交付罪を定める補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)は詐欺罪を定める刑法 246 条 1 項の特別規定であり, 欺罔行為による補助金等の詐取については補助金等不正受交付罪が問われるべきか, ②詐欺の故意の有無及び共謀の成否等, ③首相(当時)の妻と親しくしていた被告人両名を標的として起訴するため, 被告人らと共謀したとされる設計業者の取締役を違法な司法取引により協力させたことを理由とする公訴棄却, 違法収集証拠排除が認められるか, などが争点とされた。

裁判所は, 争点①につき, 両罪は構成要件及び法定刑のいずれの面でも, 一方が他方を包摂する関係にないこと, 両罪の保護法益が同一でないこと, 補助金適正化法の対象とならない地方公共団体の補助金を詐取した場合に処罰内容に大きな不均衡が生じることなどを理由に, 弁護人の主張を排斥し, 詐欺罪の成立を認め(被害総額約 1 億 7699 万円), 争点②につき, X2 の故意及び共謀の成否について公訴事実の一部につき認定できないものがあるとして, X2 の一部無罪を言い渡し, 争点③につき, 関係者につき被告人両名と比較してその捜査過程及び検察官による訴追裁量の行使等の点で著しい不公平があったとは言えず, 弁護人が主張するような違法な司法取引の存在を疑うべき事情には当たらない, 被告人両名が不当に不利益な扱いを受けたとは認められないと判示して, 弁護人の主張を採用しなかった。

以上の結果, 本判決は, 被告人 X1 を懲役 5 年, X2 を懲役 3 年執行猶予 5 年とした。

(11) 東京地判令和 2 年 3 月 24 日 金法 2053 号 64 頁

令和元年(ワ)第 26580 号 金銭支払請求事件(請求棄却)

X はいわゆる給与ファクタリング業者である。本件は, X が Y に対し, Y が X に額面 7 万円であるが譲渡代金 4 万円ですと令和元年 3 月 11 日に譲渡した給与債権について, Y が給与支給日である同月 15 日にその額面の金額で買い戻す旨の合意が成立しているにもかかわらず, Y が買戻代金を支払わないなどと主張して, 当該買戻合意に基づく代金の支払等を請求した事案である。

本判決は, 額面の金額より低額で給与債権の譲渡を受けて, その譲渡人が債務者から給与の支払を受けた後に額面の金額で買い戻させるという仕組みを用いて, 譲渡価格と買戻価格との差額を利得する取引は, 貸金業法および出資

法に定める「金銭の貸付け」に当たるところ、X は、Y に対して、貸金業法および出資法に定める法定利息の上限を大幅に上回る利息を定めて金銭を貸し付けたと認められるから無効であり、刑事罰の対象ともなるものであり、Y は、X に対して当該金銭を返還すべき義務を負わないと判示した。

(12) 東京地判令和 2 年 3 月 24 日 金法 2053 号 64 頁

令和元年(ワ)第 28074 号 金銭支払請求事件(請求棄却)

X はいわゆる給与ファクタリング業者である。本件は、X が Y に対し、Y の株式会社 A に対する令和元年 8 月 15 日を支払日とする給与債権のうち、6 万 3000 円の部分を、令和元年 7 月 22 日、譲渡代金 4 万円で X に譲渡した上、Y が給与支給日にその額面の金額で買い戻す旨の合意が成立しているにもかかわらず、Y が買戻代金を支払わないなどと主張して、当該買戻合意に基づく代金の支払等を請求した事案である。

本判決は、額面の金額より低額で給与債権の譲渡を受けて、その譲渡人が債務者から給与の支払を受けた後に額面の金額で買い戻させるという仕組みを用いて、譲渡価格と買戻価格との差額を利得する取引は、貸金業法および出資法に定める「金銭の貸付け」に当たるところ、X は、Y に対して、貸金業法および出資法に定める法定利息の上限を大幅に上回る利息を定めて金銭を貸し付けたと認められるから無効であり、刑事罰の対象ともなるものであり、Y は、X に対して当該金銭を返還すべき義務を負わないと判示した。

【商事法】

(13) 最三判令和 2 年 12 月 22 日 裁判所 HP

平成 30 年(受)第 1961 号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻, 一部棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/915/089915_hanrei.pdf

(裁判要旨)

株式の上場に当たり提出された有価証券届出書の財務計算部分に虚偽記載等がある場合に、元引受業者が引受審査に際して独立監査人による監査の信頼性の基礎に重大な疑義を生じさせる情報に接していたときには、当該元引受業者は、信頼性の基礎を欠くものではないことにつき調査確認を行ったものでなければ、金融商品取引法 21 条 1 項 4 号の損害賠償責任につき、同条 2 項 3 号による免責を受けることはできない。

(理由)

財務計算部分に虚偽記載等がある場合についての同号の規定は、独立監査人との合理的な役割分担の観点から、元引受契約を締結しようとする金融商品取引業者等が財務計算部分についての独立監査人による監査を信頼して引受審査を行うことを許容したものであり、当該金融商品取引業者等にとって上記監査が信頼し得るものであることを当然の前提とするものというべきである。そうすると、上記の金融商品取引業者等は、引受審査に際して上記監査の信頼性の基礎に重大な疑義を生じさせる情報に接した場合には、当該疑義の内容等に応じて、上記監査が信頼性の基礎を欠くものではないことにつき調査確認を行うことが求められているというべきであって、上記の場合に金融商品取引業者等が上記の調査確認を行うことなく元引受契約を締結したときは、同号による免責の前提を欠くものと解される。

【知的財産】

(14) 知財高判令和 2 年 12 月 1 日 裁判所 HP

令和 2 年(ネ)第 10039 号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/904/089904_hanrei.pdf

発明の名称を「アンテナ装置」とする特許の特許権者である控訴人が、請求項 1 に係る特許はサポート要件を充足せず、特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから特許権を行使することができないとした原判決を不服として控訴したが、サポート要件を充足しないとして、控訴が棄却された事案。

(1) 請求項 1 に記載された発明のうち、①アンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明、及び②アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約 0.25λ 未満であるアンテナ装置の発明は、発明の詳細な説明に記載された発明ではない。

したがって、請求項 1 に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載された発明以外の発明を含むものであり、発明の詳細な説明に記載された発明であるとは認められない。

(2) 発明の詳細な説明に記載された発明の課題は、限られた空間しか有していないアンテナケースを備えるアンテナ装置に既設の立設されたアンテナ素子に加えてさらに平面アンテナユニットを組み込むと相互に他のアンテナの

影響を受けて良好な電気的特性を得ることができないという課題であり、このような課題を当業者が認識するためには、限られた空間しか有しないアンテナ装置において、既設の立設されたアンテナ素子に加えて新たに平面アンテナユニットを組み込むことが前提となる。しかし、請求項 1 に記載された発明は、そもそもアンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明を含み、そのような構成の発明の課題は、発明の詳細な説明には記載されていない。そのため、請求項 1 に記載された発明は、当業者が発明の詳細な説明の記載によって課題を認識できない発明を含むものであり、当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。

また、請求項 1 に記載された発明は、アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約 0.25λ 未満であるアンテナ装置の発明を含むが、発明の詳細な説明には、課題を解決する方法として、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約 0.25λ 以上とすることが記載されており、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔を約 0.25λ 未満とするならば、発明の詳細な説明に記載された課題を解決することはできない。そのため、請求項 1 に記載された発明は、この点においても当業者が発明の詳細な説明に記載された解決手段によって課題を解決できると認識できない発明を含むものであり、当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。

したがって、請求項 1 に記載された発明は、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし、当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるとは認められない。

(15) 知財高判令和 2 年 12 月 15 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10076 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/905/089905_hanrei.pdf

原告は、調味料の包装容器の表面に連続する菱形形状(ダイヤカット)からなる立体的形状を付した位置商標(本願商標)について、指定商品を「調味料」として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので不服審判請求をしたが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。本件審決の理由は、要するに、本願商標は、商標法 3 条 1 項 3 号に該当し、同条 2 項に該当しないから、商標登録を受けることができない、というものであった。

原告は、商品の容器の形状・模様や特定位置に配置された形状・模様が一般的に広く行われているものでなく、その構成要素が独特であれば、識別機能が認められると主張し、本願商標の位置、形状は誰もが採択する形状ではなく、識別標識としての機能を有する旨主張する。

しかし、本願商標と全く同一の位置、形状の模様を付した容器が、原告のもの以外になかったとしても、それにより直ちに本願商標に識別力が認められるものではない。3 条 1 項 3 号の趣旨に照らせば、商品等の形状は、同種の商品が、その機能又は美観上の理由から採用すると予測される範囲を超えた形状である等の特段の事情のない限り、同号に該当するというべきであり、全く同一の位置、形状の模様を付した容器が他にないということだけでは、上記の特段の事情が存在するとはいえないから、原告の上記主張は採用できない。

原告は、3 条 1 項 3 号該当性についてる主張するが、いずれも採用することができない。したがって、本願商標が 3 条 1 項 3 号に該当するとの審決の判断に誤りはない。また、本願商標は 3 条 2 項に規定する要件を具備するものとは認められないとの審決の判断に誤りはない。

以上によれば、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、審決に、これを取り消すべき違法はない、として原告の請求は棄却された。

(16) 知財高判令和 2 年 12 月 15 日 裁判所 HP

令和元年(行ケ)第 10136 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/906/089906_hanrei.pdf

発明の名称を「パロノセトロン液状医薬製剤」とする発明についての特許権者である原告が、特許無効審判における特許を無効とする旨の審決の取消しを求めたが、本件各発明はサポート要件を充足しない旨の本件審決の判断に誤りが無いとして、請求が棄却された事案。

本件明細書においては、パロノセトロン又はその塩を含む溶液は、pH 及び/又は賦形剤濃度の調整並びにマンニトール及びキレート剤の適切な濃度での添加によって、安定性が向上することが記載され、実施例 1~3 において、製剤が最も安定する pH の値、クエン酸緩衝液及び EDTA の好適な濃度範囲、マンニトールの最適レベルが示され、実施例 4, 5 に代表的な医薬製剤が示されているが、実施例 4, 5 においては、実際に安定性試験が行われていないため、そこに記載された医薬製剤が少なくとも 24 ケ月の貯蔵安定性を有することが記載されているとはいえない。また、その他の箇所をみても、安定化に資する要素は挙げられてはいるものの、それらが 24 ケ月の貯蔵安定性を実現するもので

あることについての直接的な言及はないし、どのような要素があればどの程度の貯蔵安定性を実現することができるのかを推論する根拠となるような具体的な指摘もなく、結局、具体的な裏付けをもって、具体的な医薬製剤が少なくとも24ヶ月の貯蔵安定性を有することが記載されているとはいえない。

なお、本件明細書の一連の実施例は、薬剤の安定化のための合理的な条件を見出すための要因を探求するものであって、特に、実施例1~3は、個々の要因を探求するプレフォーミュレーション(予備処方設計、前処方化)に該当し、実施例4,5の代表的な医薬製剤は処方化研究(製剤設計)に該当するといえるとしても、上記のとおり、本件明細書には、pH、賦形剤、マンニトール及びキレート剤の濃度を調整することで、安定性向上に関し、どのような作用・機序があるのか、どの程度の安定性の向上、安定性への貢献が見込めるのかが記載されていないため、実施例4,5の医薬製剤が少なくとも24ヶ月の貯蔵安定性を有することが記載されているとはいえないし、その他の箇所をみても、合理的な説明をもって、具体的な医薬製剤が少なくとも24ヶ月の貯蔵安定性を有することが記載されているとはいえない。

以上から、本件判決は、本件明細書には、24ヶ月要件を備えたパロノセトロン製剤が記載されているとはいえないし、本件出願時の技術常識に照らしても、当業者が、本件各発明につき、医薬安定性が向上し、24ヶ月以上の保存を可能にするパロノセトロン製剤とその製剤を安定化する許容される濃度範囲を提供するという本件各発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとはいえないとした。

(17) 知財高判令和2年12月23日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10086号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/933/089933_hanrei.pdf

原告は、「AZURE」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)について、指定役務等を「医療情報の提供」等とする商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので不服審判請求をしたが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本願商標は「AZURE」と、引用商標は「AZULE」と、いずれも標準文字で表された欧文字の大文字の5文字からなるところ、両者は、4文字目の「R」と「L」を除き一致するので、全体として類似するというべきである。この点、原告は、5文字という少ない文字構成からなる商標において、4文字目の「L」と「R」において相違するものであることから、当該差異が全体に与える影響は大きいと主張するが、表音文字である英文字において、当該差異が大きいものとはいえない。

本願商標は、英語風の読み方に倣って「アジュア」の称呼を生ずるほか、ローマ字風の読み方に倣って「アズレ」の称呼をも生ずるが、引用商標は、辞書等に掲載のない語であり、一種の造語として看取されるものであるところ、それ自体あまり知られていない欧文字からなる商標は、一般的には、英語風又はローマ字風の読み方に倣って称呼されるとするのが自然であるから、引用商標は、ローマ字風の読み方に倣って、「アズレ」の称呼が生じる。よって、本願商標と引用商標とは、「アズレ」の称呼を共通にし、称呼において類似するものであるということが出来る。

本願商標に係る「AZURE」は英語として我が国で広く認識されているとはいえず、引用商標は一種の造語として認識されるから、本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じないから、本願商標と引用商標は観念において比較できない。

以上から、本件審決は、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観において類似し、「アズレ」の称呼を共通にするものであり、これらを総合すれば、互いに相紛れるおそれのある類似の商標というべきであり、本願の指定役務と引用商標の指定役務は同一又は類似の役務であるから商標法4条1項11号により登録することができないものであるとし、本件審決の判断に誤りはなく、これを取り消すべき違法は認められないとして原告の請求は棄却した。

【民事手続】

(18) 東京高判令和2年3月19日 金法2053号58頁

令和2年(ラ)第467号 債権差押命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

債権者Yは、執行文の付与された仮執行宣言付判決に基づき、債務者Xが有する預金債権に対する差押命令を申し立てたが、Xは、差押命令が発令される前に、控訴に伴う強制執行停止決定を得て、その正本を民事執行法39条1項7号の執行停止文書として原裁判所である執行裁判所に提出した。その後、原裁判所が、差押命令を発令した上、同命令を第三債務者である金融機関に送達したところ、Xがこれを不服として執行抗告を申し立てたのが本件である。

本決定は、まず、差押命令発令前に執行停止文書が提出された場合に、法的に差押命令の発令を行うことができない状態になるものと解することはできないし、差押命令の発令を停止させる効力も生じないと判示した。さらに、差押命令の発令と送達は執行手続としては一連一体のものであるから、差押命令の発令が停止されないのと同様に、送

達の手続が停止されることもないのであり、Xの経済上の不利益やXの運営する事業およびその関係者に対する影響ならびに強制執行の停止のための担保の存在を理由として送達を停止すべき法令上の根拠はないと判示した。

【刑事法】

(19) 最三決令和2年12月22日 裁判所 HP

平成30年(し)第332号 再審開始決定に対する即時抗告の決定に対する特別抗告事件(原判決取消, 破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/920/089920_hanrei.pdf

(判旨)

① B教授のDNA鑑定(B鑑定)について

B鑑定は、5点の衣類及び被害者着衣(本件衣類)から採取した試料(本件試料)から血液細胞を抽出した上でDNA鑑定を実施し、白半袖シャツ(本件衣類のうちの1点)右肩部分の血液のDNA型が被告人のDNA型と一致しないとする。しかし、本件衣類の保管状況や実験結果・専門家の意見を考慮すると、本件衣類に血液由来のDNAが付着し残存しているとしても、極めて微量でかつ変性・劣化している可能性が高く、本件試料が外来DNAに汚染されている可能性も相当程度ある。そうすると、本件試料のDNA検査は不安定ないし困難であり、B鑑定は、DNA型により個人を識別するための証拠価値があるとはいえず、5点の衣類が犯行着衣であるとの確定判決の認定に合理的な疑いを差し挟む証拠とはいえない。よってB鑑定に関する原決定の結論は正当である。

②みそ漬け実験報告書(5点の衣類が1年以上にわたりみそ漬けされたものとして不自然な点があるか否かを検証しようとしたもの。確定判決においては5点の衣類が犯行着衣であり、かつ被告人の着衣であることが犯人性の認定における最も中心的な証拠とされた。)について

原決定は、みそ漬けされた血液の色調に影響を及ぼす要因、とりわけみそによって生ずる血液のメイラード反応(醸造中のみそ中で起こる褐変反応)に関する専門的知見について審理を尽くすことなく、メイラード反応の影響が小さいものと評価した誤りがあり、このことは原決定の判断に影響を及ぼした可能性があり、審理不尽の違法がある。

よって、原決定を取り消し、メイラード反応その他のみそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見を調査するなどした上で、その結果を踏まえて、5点の衣類に付着した血痕の色調が、5点の衣類が1年以上みそ漬けされていたとの事実と合理的な疑いを差し挟むかについてさらに審理を尽くさせるため、原裁判所に差し戻す。

(20) 東京高判令和2年1月10日 判例タイムズ1478号110頁

令和元年(う)第1068号 殺人未遂被告事件(控訴棄却, 上告(後上告棄却))

被告人が、殺意をもって同居人の腹部及び背部を包丁で突き刺し、更にタオルで被害者の頸部を締め付けるなどしたが未遂に終わったとして、殺人未遂の罪で起訴された事案において、被告人が、警察署に自首し、救急車を呼ぶよう要請したとして中止未遂の主張をしたのに対し、本判決は、被告人が現場を離れる前に救命活動を行わずに、被害者を放置したことを根拠に、原判決が中止未遂の成立を否定したことは相当とはいえないが、被告人は、殺害行為の継続を止めた後、携帯電話機を持ち出し、被告人以外の者による被害者の救命活動を困難にし、結果発生防止行為を積極的に妨害した上で警察署に出頭しており、全体として規範的にみると、被告人が自ら結果発生を防止したとは評価できないとして、中止未遂の成立を否定した。

(21) 東京高判令和2年12月10日 裁判所 HP

令和元年(う)第1512号 殺人被告事件(原判決破棄, 差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/924/089924_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、Aに対し、殺意をもって睡眠改善薬を摂取させた上、頸部を圧迫し、死亡させた行為につき、原判決はAの死因が頸部圧迫による窒息死であると認定した。

(判旨)

Aの死因として可能性があるのは、①頸部圧迫による窒息死、及び②ジフェンヒドラミン中毒死の2つである。上記②については、Aの死体の著明なピンク歯は頸部が強く鬱血するような状況があったことを示す所見であるとはいえないし、ジフェンヒドラミン中毒死であっても、血流の流動性が保たれ、頭部鬱血が生じた可能性は否定できず、急死するほど多量のジフェンヒドラミン中毒死の可能性を否定することはできない。他方、Aの死因を①頸部圧迫による窒息死と認めるべき積極的な事情も見いだせない。

よって、Aの死因が①頸部圧迫による窒息死であると認定した原判決には事実の誤認がある。そして、被告人が殺

意をもってジフェンヒドラミンを含有する睡眠改善薬を摂取させたことによる殺人未遂罪が成立する可能性があるところ、この点について攻撃防御が尽くされたとはいえ、有罪の場合、これを前提とする量刑判断も必要となる。そこで、本件を第一審に差し戻し、裁判員の参加する合議体において、更に審理を尽くさせるのが相当である。

(22)さいたま地判令和元年12月11日 判例時報2461号20頁

平成28年(ワ)第2697号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

本件は、Y(埼玉県)公安委員会から運転免許を受けていた X1(運送会社 X2 の取締役)が中型貨物自動車の運転中死亡事故を惹起させたとして、同委員会から道交法所定の安全運転義務違反を理由に運転免許取消処分(本件処分)を受けたことについて、X1 及び X2 が違法な処分により損害を受けたとして、Y に対し、国家賠償法1条に基づき損害賠償を求めた事案である。なお、X1 は、現行犯逮捕され、検察庁に送致されたが不起訴処分となり、その後、本件処分の取消を求める訴えを提起し、X1 の請求を認容する判決が確定した。

本判決は、本件処分に際して Y 公安委員会が判断の基礎とした資料からは事故態様を明らかにすることができず、安全運転義務違反を認定することはできないとし、本件処分を国賠法上違法であると認め、X1 の請求額 412 万 3669 円のうち 203 万 3790 円の賠償責任を認めた。他方、運転業務を行えない X1 に対し年間 900 万円の役員報酬を支払続けたことから支払った報酬のうち運転業務に対する報酬に値する額の損害が生じたとの X2 の主張については、X1 は運転業務を行えない間、経理や取引先との関係構築、従業員の監督等に注力し、そのかきもあって本件処分後も売上が減少することもなかった等から本件処分により X2 に損害が生じたと認めることはできないとして、その請求を棄却した。

【公法】

(23)札幌高判令和2年12月23日 裁判所HP

令和2年(行コ)第12号 議員除名処分取消等請求控訴事件(原判決破棄,請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/958/089958_hanrei.pdf

普通地方公共団体(政令指定都市)の議会がその所属議員に対してした懲罰としての除名処分の取消し等を求める請求について、自らの政治的主張を追求するために臨時議長の職権を濫用して非民主的かつ偏頗な議事運営を行った行為は極めて悪質であり、同議会がこのような元議員の行為についてその自律権の行使として除名の懲罰を選択したことがその裁量権を逸脱又は濫用したものであるとはいえないなどとして、元議員の請求を全部認容した原判決を取り消し、その請求を全部棄却した事例。

(24)東京地判令和元年8月21日 判例タイムズ1478号210頁

平成30年(ワ)第26854号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴(後控訴棄却))

宗教法人 X が、普通地方公共団体 Y の公民館でビデオ放映するためにその使用許可を申請したにもかかわらず、Y が使用を拒んだことは地方自治法244条2項に反し違法であるとして、Y に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案において、本判決は、X のビデオ放映は、X の会員のみを対象とした閉じられた集会であって、X の会員以外の不特定多数者に広く宗教的布教活動を行おうとするものではなく、そのために本件公民館の使用を許可したとしても、Y が X の宗教活動を支持したり支援したりすることになるおそれはなく、社会教育法23条2項に抵触せず、Y は X に公民館の使用を拒んではならない義務に反したとして、国家賠償法上の違法を認め、X のビデオ放映のための代替施設の使用料などについて損害として認定したが、それ以上の無形損害の請求(代替施設を探したり、会員に会場変更を周知したりするなどの対応を迫られ、金銭に換算すれば10万円を下らない無形損害を被った旨の主張)については棄却した。

【社会法】

(25)東京高判令和2年6月8日 判例タイムズ1478号31頁

令和元年(行コ)第227号 生活保護法63条の規定に基づく費用返還請求処分取消等請求控訴事件(取消自判,確定)

資力を有するものの急迫不正の事情により職権で保護が開始され、多額の医療扶助費を含む保護費が支給された A に対し、A について区長申立てにより後見開始の審判が開始された後、行政処分庁が生活保護法63条に基づき A に対し給付した保護費全額の返還を求める決定をしたため、死亡した A の相続人が本件返還決定の取消を求めて訴えを提起した。本判決は、本件において A に保護費の全額返還を求めた場合、そのうちの医療扶助費(489万7724円)は後期高齢者医療の被保険者である場合の自己負担の額(合計46万2760円)を大きく上回る負担となって(後期高齢者医療等の健康保険制度の下では、生活保護を受けている世帯に属する者は被保険者から除外されており、被保険者の医

療費は全額が医療扶助により賄われることが予定されている), その過大さは顕著であるところ, 保護の開始に当たり後見申立てを要する状況にあった A からその不利益の説明に対し理解を得られていたとは認められず, 保護費全額の返還を求めれば A に予告なく著しい不利益を課すことになるとして, 保護費返還決定が後期高齢者医療の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求めているのは著しく衡平を失し裁量権の範囲を逸脱しているとして, 本件返還決定を取り消した。

(26) 東京高判令和 2 年 6 月 29 日 判例時報 2462 号 14 頁

令和元年(ネ)第 4733 号 投稿記事削除請求控訴事件(取消・請求棄却(上告・上告受理申立))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/646/089646_hanrei.pdf

Y が管理運営するインターネット上のウェブサイト(ツイッター)に自身の約 8 年前発生の逮捕に関する複数の投稿が掲載され, 一般の閲覧に供されている X が, Y に対し, 人格権等に基づき, Y のユーザーの投稿の削除を請求した事案。

第 1 審(東京地判令和元年 10 月 11 日)は, 公表されない法的利益と, 情報を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量し, 公表されない法的利益が「優越する」場合に削除請求が可能であるとし, 本件につき優越すると判断して, X の削除請求を認容した。

控訴審は, 同様な比較衡量により公表されない法的利益が「優越することが明らか」な場合に削除請求が可能であるとし(最三決平成 29 年 1 月 31 日, 民集 71・1・63,), 被疑事実(女湯への建造物侵入)が軽微な犯罪ではないこと, ツイッター検索の利用頻度はグーグル検索ほどではなく, X の逮捕に関するインターネット上の報道記事は既に削除され, X が被害を被る可能性が低下していることなどの諸事情に照らすと, 逮捕から約 8 年経過したことを考慮しても, 公表されない法的利益が「優越することが明らか」とは言えないと判断し, 原判決を取り消し, X の請求を棄却した。

【その他】

(27) 東京地判令和 2 年 1 月 31 日 金法 2052 号 69 頁

平成 30 年(ワ)第 29909 号 損害賠償請求事件(請求棄却)

本件は, いわゆる地面師詐欺の事案であり, 土地所有者 B を名乗る者から中間買主 A へ, A から最終買主 X へ, 本件土地についての売買契約が同日に順次締結された。X は, A と売買契約を締結するにあたって, 司法書士 Y に登記手続を委任し, A は, C 司法書士に登記手続を委任していた。両売買契約の決済の場には, X の従業員, Y, C 司法書士の代理人として同人の所属する事務所の代表弁護士, A の代表者, 自称 B および B の債権者を称する者 2 名が出席していた。しかし, A と自称 B との売買契約における登記手続書類が偽造されたものであったため, X は本件土地の所有権登記を取得することができなかった。そこで, X は, Y に対し, 同人が前件の登記手続書類の真否等を調査確認すべき義務を怠ったことにより, 本件土地の所有権を取得することができず, 売買代金相当額の損害を被ったとして, 不法行為に基づき損害賠償請求をした。

本判決は, 登記手続が連件登記申請の方法により行われる場合において, 前件の登記手続を代理する別の司法書士がいるときは, 後件の登記手続を代理する司法書士は, 原則として, 前件の登記手続書類について必要な書類が揃っているか否かを形式的に確認するという義務を負うにとどまるが, 前件の登記手続を代理した司法書士が, その態度等からおよそ司法書士としての職務上の注意義務を果たしていないことを疑うべき事情等の特段の事情がある場合については, 例外的に, 前件の登記手続書類の真否等について調査確認すべき義務を負うと解するのが相当であるとしたうえで, 本件においては, C 司法書士が, 司法書士としての職務上の注意義務を果たしていないと疑うべき事情があるとは認められず, 前記特別の事情があると認められないから, 前件登記に関する書類の真否確認等について, Y は調査確認すべき義務を負わないと判示した。

【紹介済み判例】

広島高決令和元年 8 月 28 日 判例タイムズ 1478 号 119 頁

令和元年(ク)第 74 号 児童自立支援施設送致決定に対する抗告申立事件(取消差戻(後一般短期保護観察, 確定))

→法務速報 234 号 18 番にて紹介済み

札幌地判令和 2 年 1 月 22 日 タイムズ 1478 号 198 頁

平成 29 年(ワ)第 1234 号 損害賠償請求事件(請求棄却, 控訴)

→法務速報 235 号 3 番にて紹介済み

最二判令和2年2月28日 判例時報2460号62頁

平成30年(受)第1429号 債務確認請求本訴, 求償金請求反訴事件(破棄差戻)
→法務速報227号1番にて紹介済み

最一判令和2年3月19日 判例時報2461号3頁

平成31年(行ヒ)第99号 不動産取得税賦課決定処分取消請求事件(破棄自判)
→法務速報227号22番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/334/089334_hanrei.pdf

最三判令和2年3月24日 判例タイムズ1478号21頁

平成30年(行ヒ)第422号 所得税更正処分取消等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/339/089339_hanrei.pdf

→法務速報228号12番にて紹介済み

最一判令和2年3月30日 判例時報2460号95頁

平成30年(受)第908号 貸金請求事件(破棄差戻)

→法務速報228号16番にて紹介済み

最三判令和2年4月7日 判例時報2462号6頁, 金法2052号64頁

平成31年(受)第606号 不法行為による損害賠償請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報228号10番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/089456_hanrei.pdf

最一判令和2年7月2日 金法2053号50頁

平成31年(行ヒ)第61号 通知処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報231号22番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/541/089541_hanrei.pdf

2. 令和3年(2021年)1月20日までに成立した, もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

該当法律なし

3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

大村多聞 佐藤正俊 良永和隆/編 ぎょうせい 990頁 12,100円
契約書式実務全書(第3版) 第1巻

大村多聞 佐藤正俊 良永和隆/編 ぎょうせい 990頁 12,100円
契約書式実務全書(第3版) 第2巻

大村多聞 佐藤正俊 良永和隆／編 ぎょうせい 990頁 12,100円
契約書式実務全書（第3版） 第3巻

萩原孝次 高橋悦子 小杉学／著 民事法研究会 180頁 2,640円
被災マンションの建物取壊しと敷地売却マニュアル★

遺言・相続実務問題研究会／編 野口大 藤井伸介／編集代表 新日本法規 340頁 4,620円
実務家も迷う 遺言相続の難事件 事例式 解決への戦略的道しるべ

4. 1月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

弁護士法人中央総合法律事務所／編 商事法務 419頁 3,740円
内部通報制度の理論と実務

渡部友一郎／著 日本加除出版 173頁 1,760円
高速マスター 法律英単語 2100 法律・基礎編

笹瀬健児／編著 山岡昌之／監修 第一法規 219頁 3,190円
依頼者の心と向き合う！事件類型別エピソードでつかむリーガルカウンセリングの手法★

大庭浩一郎／編著 日本法令 383頁 3,850円
新しい労働時間・休日・休暇法律実務ハンドブック

向井 蘭／著 労働調査会 370頁 3,850円
改訂版 書式と就業規則はこう使え！

行政手続学会／編 民事法研究会 757頁 8,250円
行政手続実務大系 適正手続保障を実現する実務と書式（実務大系シリーズ）

5. 発刊書籍＜解説＞

「被災マンションの建物取壊しと敷地売却マニュアル」

東日本大震災、熊本地震により被災したマンションの建物取り壊し等実際に携わった経験がまとめられた本である。手続きの流れや留意点、関連する法令等が解説されており、また適宜図示されていて分かりやすい。被災という特殊な状況下において実地に業務に当たった苦労が偲ばれる本であり、日頃のマンション管理業務にも生きる本である。

「依頼者の心と向き合う！事件類型別エピソードでつかむリーガルカウンセリングの手法」

交渉の進め方を心理学的側面から解説している興味深い本である。交渉業務において、求める結果を得るために、かつ円滑に交渉を進めるためには、どのような点を意識して交渉を進めるべきであるのかについて言及されている。